

保護者の皆様

津山市立清泉小学校
校長 神尾 敬子

本校では、不祥事防止のための校内ルールを次のように定め、法令遵守に努めてまいります。

清泉小学校校内ルール

1 児童や保護者との連絡について

- (1) 家庭連絡は、学校の電話を使用する。
- (2) 職員個人の携帯電話は、常時の連絡方法とはせず、必要な場合は、校長の許可を得て行う。
- (3) 携帯やライン等で私的な連絡は取り合わない。
- (4) 学級及び学校からの一斉の連絡については、「まなびポケット」を使用する。

2 児童への個別相談や指導について

- (1) 外から様子のわかるような部屋で行う。
- (2) 個別指導は、可能な限り複数体制で行う。
- (3) 必要のない身体接触は、行わない。
- (4) 個別相談や指導を行う場合は、児童の気持ちに寄り添う指導を心がけ、生徒指導上の問題行動には、毅然とした対応をする。

3 児童を車で下校させる必要がある場合について

- (1) 原則として職員の自家用車では送らないで、保護者の迎えを待つ。
- (2) 緊急に病院等に連れていく場合等も、タクシーを利用する。
(校長の許可無く児童を同乗させない)
- (3) 雨天等での迎えの場合は、ご家族に引き渡すことを原則とする。
(近所の方等の場合は、ご家族の了承を得る)

4 個人情報の取り扱いについて

- (1) 原則として、個人情報に関わる書類や電子データは、校外に持ち出さない。提供しない。
(4月配布の「個人情報の取り扱いについて」による)
- (2) やむを得ず持ち出す場合は、校長の許可を得て「個人情報持ち出し簿」に記入する。
使用後はデータを直ちに消去する。
- (3) Google アカウントに係る ID、パスワード等は、職員室外に持ち出さない。
- (4) 児童、保護者、職員等の写真や動画等を SNS にアップしない。

5 準公金の取り扱い・管理について

- (1) 子どもから朝、手渡しで受け取り、その場で金額を確認する。
- (2) 現金は学校に保管せず、金融機関に預け、通帳で管理する。
- (3) 学期末ごとに校内監査を行い、年度末には、保護者代表による会計監査を受ける。

6 携帯電話・スマートフォンについて

- (1) 児童の携帯電話・スマートフォンの校内持ち込みは、原則として禁止とする。ただし、どうしても必要な場合には、家庭の判断で担任に申し出た上で申請書を提出する。
- (2) 教職員の携帯電話・スマートフォンは職員室に置き、原則として教室等児童の活動場所に持って行かない。特別な場合は、校長の許可を得るようにする。

7 相談窓口

上記のことについて気になることがありましたらご相談ください。(窓口：教頭、養護教諭)

※岡山県の各種相談窓口 ⇒ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/350/> より